

報告資料2

昭島市教育委員会検査事務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7年 3月26日

昭島市教育委員会

教育長 山下秀男

昭島市教育委員会規則第 4 号

昭島市教育委員会検査事務規則の一部を改正する規則

昭島市教育委員会検査事務規則（平成8年昭島市教育委員会規則第5号）
の一部を次のとおり改正する。

別表教育委員会検査員の項を次のように改める。

教育委員会検査員	<p>1 昭島市教育委員会に係る次に掲げる契約</p> <p>(1) 原材料費に係る契約で1件の予定価格が30万円を超えるもの</p> <p>(2) 需用費のうち消耗品費、燃料費及び印刷製本費に係る契約で1件の予定価格が30万円を超えるもの</p> <p>(3) 備品購入費に係る契約で1件の予定価格が30万円を超えるもの</p> <p>(4) 校舎その他の施設の維持管理のための次に掲げる契約で1件の予定価格が50万円を超えるもの</p> <p>ア 工事請負費に係るもの</p> <p>イ 需用費のうち修繕料に係るもの</p> <p>2 昭島市教育委員会事務局学校教育部教育総務課に係る次に掲げる契約</p> <p>(1) 需用費のうち食糧費に係る契約で1件の予</p>
----------	--

- | | |
|--|--|
| | <p>定価格が10万円以下のもの</p> <p>(2) 使用料及び賃借料に係る契約で1件の予定価格が40万円以下のもの</p> <p>(3) 次に掲げる契約で1件の予定価格が30万円以下のもの</p> <p>ア 原材料費に係るもの</p> <p>イ 需用費のうち消耗品費、燃料費及び印刷製本費に係るもの</p> <p>ウ 備品購入費に係るもの</p> <p>(4) 次に掲げる契約で1件の予定価格が50万円以下のもの</p> <p>ア 需用費のうち修繕料に係るもの</p> <p>イ 委託料に係るもの</p> <p>ウ 校舎その他の施設の維持管理のための工事請負費に係るもの</p> <p>(5) 役務費に係る契約</p> <p>(6) 需用費のうち光熱水費に係る契約</p> <p>(7) 物件の借入れに係る契約</p> <p>(8) 昭島市立学校における図書館用資料の購入契約に係るもの</p> <p>(9) 学校給食用食材の購入に係る契約</p> |
|--|--|

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

昭島市教育委員会検査事務規則新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新		旧	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
検査員の区分	検査の範囲	検査員の区分	検査の範囲
教育委員会検査員	<p>1 昭島市教育委員会に係る次に掲げる契約</p> <p>(1) 原材料費に<u>係る</u>契約で1件の予定価格が30万円を超えるもの</p> <p>(2) 需用費のうち消耗品費、燃料費及び印刷製本費に<u>係る</u>契約で1件の予定価格が30万円を超えるもの</p> <p>(3) 備品購入費に<u>係る</u>契約で1件の予定価格が<u>30万円</u>を超えるもの</p> <p>(4) 校舎その他の施設の維持管理のための次に掲げる契約で1件の予定価格が50万円を超えるもの</p> <p>ア 工事請負費に<u>係る</u>もの</p> <p>イ 需用費のうち修繕料に<u>係る</u>もの</p> <p>2 昭島市教育委員会事務局学校教育部教育総務課に係る次に掲げる契約</p> <p>(1) 需用費のうち食糧費に<u>係る</u>契約で1件の予定価格が10万円以下のもの</p> <p>(2) 使用料及び賃借料に<u>係る</u>契約で1件の予定価格が40万円以下のもの</p> <p>(3) 次に掲げる契約で1件の予定価格が30万円以下のもの</p> <p>ア 原材料費に<u>係る</u>もの</p> <p>イ 需用費のうち消耗品費、燃料費及び印刷製本費に<u>係る</u>もの</p>	教育委員会検査員	<p>1 昭島市教育委員会に係る次に掲げる契約</p> <p>(1) 原材料費に<u>関する</u>契約で1件の予定価格が30万円を超えるもの</p> <p>(2) 需用費のうち消耗品費、燃料費及び印刷製本費に<u>関する</u>契約で1件の予定価格が30万円を超えるもの</p> <p>(3) 備品購入費に<u>関する</u>契約で1件の予定価格が10万円を超えるもの</p> <p>(4) 校舎その他の施設の維持管理のための次に掲げる契約で1件の予定価格が50万円を超えるもの</p> <p>ア 工事請負費に<u>関する</u>もの</p> <p>イ 需用費のうち修繕料に<u>関する</u>もの</p> <p>2 昭島市教育委員会事務局学校教育部教育総務課に係る次に掲げる契約</p> <p>(1) 需用費のうち食糧費に<u>関する</u>契約で1件の予定価格が10万円以下のもの</p> <p>(2) 使用料及び賃借料に<u>関する</u>契約で1件の予定価格が40万円以下のもの</p> <p>(3) 次に掲げる契約で1件の予定価格が30万円以下のもの</p> <p>ア 原材料費に<u>関する</u>もの</p> <p>イ 需用費のうち消耗品費、燃料費及び印刷製本費に<u>関する</u>もの</p>

新		旧	
	<p>ウ <u>備品購入費に係るもの</u></p> <p>(4) 次に掲げる契約で1件の予定価格が50万円以下のもの</p> <p>ア 需用費のうち修繕料に<u>係るもの</u></p> <p>イ 委託料に<u>係るもの</u></p> <p>ウ 校舎その他の施設の維持管理のための工事請負費に<u>係るもの</u></p> <p>(5) 役務費に<u>係る契約</u></p> <p>(6) 需用費のうち光熱水費に<u>係る契約</u></p> <p>(7) 物件の借入れに<u>係る契約</u></p> <p>(8) 昭島市立学校における図書館用資料の購入契約に<u>係るもの</u></p> <p>(9) 学校給食用食材の購入に<u>係る契約</u></p>		<p>(4) 次に掲げる契約で1件の予定価格が50万円以下のもの</p> <p>ア 需用費のうち修繕料に<u>関するもの</u></p> <p>イ 委託料に<u>関するもの</u></p> <p>ウ 校舎その他の施設の維持管理のための工事請負費に<u>関するもの</u></p> <p>(5) <u>備品購入費に関する契約で1件の予定価格が10万円以下のもの</u></p> <p>(6) 役務費に<u>関する契約</u></p> <p>(7) 需用費のうち光熱水費に<u>関する契約</u></p> <p>(8) 物件の借入れに<u>関する契約</u></p> <p>(9) 昭島市立学校における図書館用資料の購入契約に<u>関するもの</u></p> <p>(10) 学校給食用食材の購入に<u>関する契約</u></p>
教育委員会所管 課検査員	1 教育委員会検査員の検査の範囲のうち第2項各号に掲げる契約で所管課検査員が属する課、昭島市民会館又は昭島市公民館に係るもの	教育委員会所管 課検査員	1 教育委員会検査員の検査の範囲のうち第2項各号に掲げる契約で所管課検査員が属する課、昭島市民会館又は昭島市公民館に係るもの

昭島市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

昭島市教育委員会

教育長 山下秀男

昭島市教育委員会規則第 5 号

昭島市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

昭島市教育委員会事務局処務規則（昭和57年昭島市教育委員会規則第4号）の一部を次のとおり改正する。

第2条の表学校教育部の部指導課の項中「教職員係 指導係」を「指導係 教職員係」に改める。

別表学校教育部の部指導課の款指導係の項中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

昭島市教育委員会事務局処務規則新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新			旧		
(組織)			(組織)		
第2条 事務局に次の部、課及び係を置く。ただし、臨時又は特殊な事務を分掌させるため、必要があると認めたときは、別に定めるところにより組織を設けることができる。			第2条 事務局に次の部、課及び係を置く。ただし、臨時又は特殊な事務を分掌させるため、必要があると認めたときは、別に定めるところにより組織を設けることができる。		
部	課	係	部	課	係
学校教育部	教育総務課 指導課 学校給食課	(省略) 指導係 教職員係 特別支援教育係 (省略)	学校教育部	教育総務課 指導課 学校給食課	(省略) 教職員係 指導係 特別支援教育係 (省略)
生涯学習部	(省略)	(省略)	生涯学習部	(省略)	(省略)
別表 (第3条関係)					
部	課	係	部	課	係
学校教育部	教育総務課 指導課 教職員係	(省略) (省略) (1) 学校の教育指導の援助に関すること。 (2) 指導事務予算に関すること。 (3) 教育計画事業の推進に関すること。 (4) 教科書採択に関すること。 (5) 教科書の給与に関すること。 (6) 教育研修に関すること。 (7) 課内庶務に関すること。 (省略)	学校教育部	教育総務課 指導課 教職員係	(省略) (省略) (1) 学校の教育指導の援助に関すること。 (2) 指導事務予算に関すること。 (3) 教育計画事業の推進に関すること。 (4) 教科書採択に関すること。 (5) 教科書の給与に関すること。 <u>(6) 教育振興基金に関すること。</u> (7) 教育研修に関すること。 (8) 課内庶務に関すること。 (省略)

新					旧					
		特別支援教育係	(省略)				特別支援教育係	(省略)		
	学校給食課	(省略)	(省略)				学校給食課	(省略)	(省略)	
生涯学習部	(省略)	(省略)	(省略)		生涯学習部	(省略)	(省略)	(省略)		

昭島市教育委員会訓令第 1 号

昭島市教育委員会事務局

昭島市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 26 日

昭島市教育委員会
教育長 山下秀男

昭島市立学校事案決定規程の一部を改正する訓令

昭島市立学校事案決定規程（平成11年昭島市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表学校事務の管理に関すること。の部収入及び支出に関すること。の項を次のように改める。

収入及び支出に関すること。	1 物品の買入等に係る支出に関すること。 2 資金前渡の請求及び精算に関すること。	
---------------	--	--

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

昭島市立学校事案決定規程新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新			旧		
別表（第4条関係）			別表（第4条関係）		
件名	区分	校長	件名	区分	校長
学校事務の管理に関すること。	文書に関すること。	(省略)	(省略)	学校事務の管理に関すること。	(省略)
予算・決算に関すること。	予算・決算に(省略)関すること。	(省略)	(省略)	予算・決算に(省略)関すること。	(省略)
収入及び支出に関すること。	1 文書に関すること。 2 物品の買入等に係る支出に関すること。 3 資金前渡の請求及び精算に関すること。			収入及び支出に関すること。	
請負又は委託による事業及び物品の買入等に関すること。	請負又は委託による事業及び物品の買入等に(省略)関すること。	(省略)	(省略)	請負又は委託による事業及び物品の買入等に(省略)関すること。	(省略)
物品管理に関すること。	物品管理に(省略)関すること。	(省略)	(省略)	物品管理に(省略)関すること。	(省略)
学校の警備に関すること。	学校の警備に(省略)関すること。	(省略)	(省略)	学校の警備に(省略)関すること。	(省略)

昭島市教育委員会教育長訓令第 1 号

昭島市教育委員会事務局

教育長の権限に属する契約事務等の一部委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 26 日

昭島市教育委員会

教育長 山下秀男

教育長の権限に属する契約事務等の一部委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する契約事務等の一部委任に関する規程（昭和59年昭島市教育委員会教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「契約」の次に「、支出命令」を加える。

第2条第1項中「契約事務」を「科目のうち1件10万円以下の契約及び支出命令（以下「契約等」という。）（食糧費に関する契約等については、3万円以下のもの）に係る事務」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 需用費のうち消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び修繕料に関するもの

(2) 役務費のうち、通信運搬費及び手数料に関するもの

(3) 使用料及び賃借料に関するもの

(4) 原材料費に関するもの

(5) 備品購入費に関するもの

第2条第2項中「契約事務」を「契約等に係る事務」に改める。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、副校長に事故があり、当該事務を処理することができないとき

は、あらかじめ副校長が指定した者がその事務を行う。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

教育長の権限に属する契約事務等の一部委任に関する規程新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 教育長の権限に属する契約、<u>支出命令</u>及び検査事務について、その一部を校長及び副校長に委任する事項を定め、もって教育行政の能率的な運営と責任の明確を図ることを目的とする。</p> <p>(校長に対する委任)</p> <p>第2条 教育長は、次に掲げる<u>科目的うち1件10万円以下の契約及び支出命令</u>（以下「契約等」という。）（食糧費に関する契約等については、<u>3万円以下のもの</u>）に係る<u>事務</u>を校長に委任する。</p> <p>(1) <u>需用費のうち消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び修繕料に関するもの</u></p> <p>(2) <u>役務費のうち、通信運搬費及び手数料に関するもの</u></p> <p>(3) <u>使用料及び賃借料に関するもの</u></p> <p>(4) <u>原材料費に関するもの</u></p> <p>(5) <u>備品購入費に関するもの</u></p> <p>2 校長は、前項の規定にかかわらず委任された契約等に係る事務について、重要かつ異例の事態が生じたときは、教育長の指示を受けなければならない。</p> <p>(副校長に対する委任)</p> <p>第3条 教育長は、前条第1項に規定する契約の履行に係る検査事務を副校長に委任する。ただし、副校長に事故があり、当該事務を処理することができないときは、あらかじめ副校長が指定した者がその事務を行う。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 教育長の権限に属する契約及び検査事務について、その一部を校長及び副校長に委任する事項を定め、もって教育行政の能率的な運営と責任の明確を図ることを目的とする。</p> <p>(校長に対する委任)</p> <p>第2条 教育長は、次に掲げる<u>契約事務</u>を校長に委任する。</p> <p>(1) 次の科目的うち1件10万円以下の契約（食糧費に関するものについては、<u>3万円以下の契約</u>）</p> <p>ア <u>需用費のうち消耗品費、食糧費、燃料費、印刷製本費及び修繕料に関するもの</u></p> <p>イ <u>役務費のうち、通信運搬費及び手数料に関するもの</u></p> <p>ウ <u>使用料及び賃借料に関するもの</u></p> <p>エ <u>原材料費に関するもの</u></p> <p>(2) <u>備品購入費に関するもの</u>については、<u>5万円以下の契約</u>。</p> <p>2 校長は、前項の規定にかかわらず委任された<u>契約事務</u>について、重要かつ異例の事態が生じたときは、教育長の指示を受けなければならない。</p> <p>(副校長に対する委任)</p> <p>第3条 教育長は、前条第1項に規定する契約の履行に係る検査事務を副校長に委任する。</p>

昭島市教育委員会教育長訓令第 2 号

昭島市教育委員会事務局

教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規程の一部を改正する訓令
を次のように定める。

令和 7 年 4 月 1 日

昭島市教育委員会
教育長 山下秀男

教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規程の一部を改
正する訓令

教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規程（平成 7 年昭島市教育
委員会教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 7 号及び第 2 項第 6 号中「及び介護休暇」を「、介護休暇、
介護時間及び子育て部分休暇」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

教育長の権限に属する事務の一部委任に関する規程新旧対照表

下線は、改正部分を示す。

新	旧
<p>(校長及び副校長並びに学校給食課長委任事務)</p> <p>第2条 次に掲げる事務は、校長及び学校給食課長に委任する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 職員の特別休暇、<u>介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇</u>の承認に関すること。</p> <p>(8)～(14) (略)</p> <p>2 次に掲げる事務は、副校長に委任する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 教育職員の特別休暇、<u>介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇</u>の承認に関すること。</p> <p>(7)及び(8) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(校長及び副校長並びに学校給食課長委任事務)</p> <p>第2条 次に掲げる事務は、校長及び学校給食課長に委任する。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 職員の特別休暇<u>及び介護休暇</u>の承認に関すること。</p> <p>(8)～(14) (略)</p> <p>2 次に掲げる事務は、副校長に委任する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 教育職員の特別休暇<u>及び介護休暇</u>の承認に関すること。</p> <p>(7)及び(8) (略)</p> <p>3 (略)</p>